

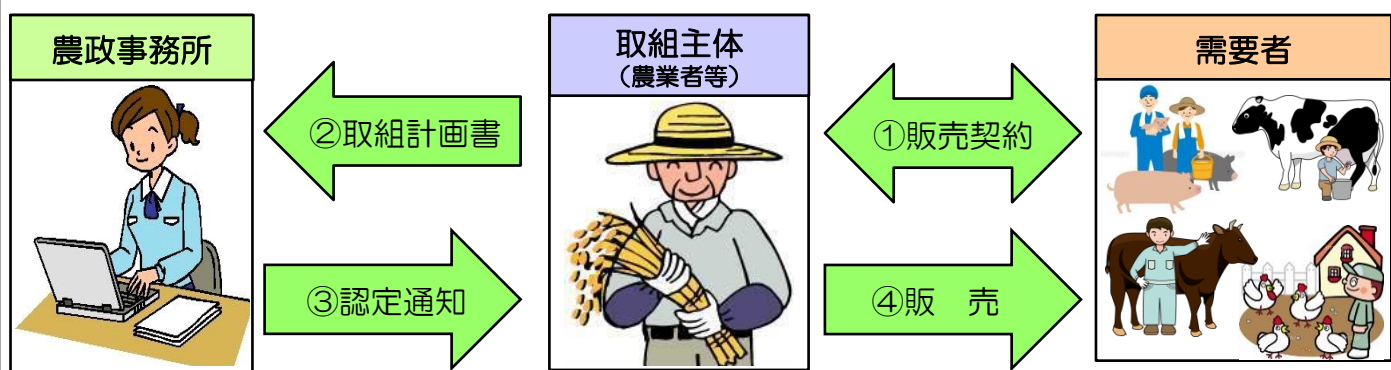
新規需要米（飼料用米、米粉用米等）に取り組む農業者の皆さまへ

令和3年産 新規需要米取組計画書

提出期日は「6月30日」まで！

新規需要米の取組主体となる、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、新規需要米に取り組む場合、取組計画を作成し、農政事務所の認定を受ける必要があります。6月30日までに取組計画書が提出されなかった場合、新規需要米に取り組むことができなくなります。

手続き等の基本的な流れ（イメージ）



目

次

I	取組計画の策定、認定	P1
II	新規需要米の取組別、提出書類一覧	P2
III-1~11	取組計画書及び提出時の添付書類等	P3~P17
IV-1~4	認定後の提出書類等	P18~P22
V-1~3	捨てづくりの防止対策、横流れ防止、低品位米の寄せ集め出荷の防止	P23~P24
VI-1~2	区分管理方式、一括管理方式について	...	P25~P26
【参考】	飼料用米及び米粉用米の数量払い交付単価について	P27

I 取組計画の策定、認定

- (1) 令和3年産において新規需要米に取り組む場合には、取組計画書を作成し、農政事務所に申請する必要があります。
(※令和2年産で取組をした方でも、新たに申請の上、認定を受けることが必要です。)
- (2) 申請にあたっては、販売契約の相手方である需要者が新規需要米を確実に使用することが確認できる書類を提出していただきます。(P15～16参照)
(※需要者が新規需要米を契約どおり使用することが困難となった場合は、直ちに新たな需要者を見つけていただく必要があります。)
- (3) 区分管理方式による出荷を選択する農業者は、区分管理の種類、具体的な内容、ほ場の地番、面積等を記入した、区分管理計画書を提出していただきます。
(P14、P25参照)
- (4) 仲介事業者を介して需要者に販売する場合は、農業者、仲介事業者、需要者の3者による販売契約の締結が必要です。(P7参照)

○ 要領改正に伴う別紙様式等の変更について（昨年度からの変更点）

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」が、事務手続き及び農産物検査を受検しない場合における規定に伴う関係様式の変更などのため、一部改正されました。

改正の内容は以下のとおり

①事務手続きに伴う変更

「規制改革実施計画」において、「新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う」こととされたことをうけて、各関係様式の押印が不要。

②農産物検査を受検しない場合における規定等に伴う様式の変更

【水稻生産実施計画書兼営農計画書（別紙様式第2号）】

・水田リノベーション事業に係る記載欄を追記。

【新規需要米取組計画書（別紙様式第4-1号）】（P3）

・複数年契約の契約期間の記載欄を追記。

【新規需要米の販売等に関する契約書（別紙様式第4-4号）】（P7）

・飼料用米・米粉用米について、「品位等検査を受検しない場合・・・」の記載を追記。

③輸出用の日本酒の原料となる醸造用玄米に限り、令和3年産以降も新市場開拓用米に含む。

Ⅱ 新規需要米の取組別、提出書類一覧

取組主体は、仲介事業者、需要者、とう精業者等から必要書類の提出を受け、取組計画書及び添付書類一式を北海道農政事務所（地域拠点含む）に提出。

複数年契約に取り組む場合は、複数年契約が確認できる販売契約書の写しを添付することが必要。

	書類様式	提出期限	参照ページ	飼料用米	米粉用米	WCS用稲	新市場開拓用	作成者※1	提出者※1
取組計画書提出時の添付書類	取組計画書 別紙様式第4-1号	6月30日	P3 ~P6	○	○	○	○	取組主体	取組主体
	農業者別一覧表 別紙様式第4-2号	7月10日	P13	○	○	○	○	取組主体 (方針作成者)	取組主体
	販売等に関する契約書 別紙様式第4-4号	6月30日	P7 ~P8	○ (写)	○ (写)	○ (写)	○ (写)	取組主体 需要者 仲介事業者	取組主体
	適正出荷に関する誓約書 別紙様式第4-5号の1	6月30日	P9	○	○	○	○	取組主体 (農業者)	取組主体
	適正流通に関する誓約書 (兼用途外使用承認申請書) 別紙様式第4-5号の2	6月30日	P10	○	○	○	○	需要者 仲介事業者	取組主体
	適正流通に関する誓約書 (とう精等の委託契約) 別紙様式第4-6号	6月30日	P11	破碎、とう精等に 係る委託契約をする 場合必要		—	とう精等に係る 委託契約をする 場合必要	とう精業者等	取組主体
	米粉用米の使用実績整理票 及び販売先別明細 別紙様式第4-7号	6月30日	P12	—	○	—	—	需要者 (米粉用米のみ)	取組主体 又は 需要者
	区分管理計画書 別紙様式第3-1号	6月30日	P14	○	○	—	○	農業者 (必要に応じて)	農業者
	自家加工販売計画書 別紙様式第3-4号※2	6月30日	P15	○	—	○	—	農業者 (必要に応じて)	取組主体
	給与計画書 別記1※3	6月30日	P16	○	—	○	—	需要者	取組主体
認定後提出書類	団体間出荷計画数量報告書 別紙様式第4-3号	7月31日	P17	全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体 (ホクレン・北集) に出荷する場合必要			—	J A ・ 組合員	取組主体
	団体間集荷計画書 別紙様式第4-8号	6月30日	P17	全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体 (ホクレン・北集) が認定を受ける場合必要			—	ホクレン ・ 北集	取組主体
	変更後販売数量報告書 別紙様式第4-12号※4	2月15日	P20	○	○	○	○	取組主体 (方針作成者)	取組主体
	生産集出荷数量一覧表 別紙様式第4-13号	12月20日	P18	○	○	○	○	{ 取組主体 農業者 方針作成者 }	取組主体
売渡実績数量報告書 別紙様式第4-15号	各半期の 最終月の 翌月の末日	P21	○	○	—	○	取組主体 仲介事業者	取組主体 仲介事業者	
受払状況等報告書 別紙様式第4-16号	各半期の 最終月の 翌月の末日	P22	○	○	—	○	需要者	需要者	

※1 【用語解説】

取組主体：農業者、認定方針作成者、農業者団体、都道府県生産出荷団体、全国生産出荷団体

需要者：新規需要米を使用する者

仲介事業者：取組主体と需要者を取り次ぐ者(他の仲介事業者を取り次ぐ者を含む)

とう精業者等：とう精、製粉、調製、破碎等の委託契約を受けた者

※2 自ら生産又は集荷し、自ら利用又は販売する場合、作成していただき、取組計画書に添付します。

※3 畜産農家と契約する場合、需要者（畜産農家）において作成いただき、取組計画書に添付します。

※4 販売契約を行った需要者が単一であって、既に報告を行っている別紙様式第4-13号で当該需要者との変更後の販売契約数量が確認できる場合は、当該報告を省略できます。

Ⅲ - 1 - ① 「新規需要米取組計画書」の作成例

別紙様式第4-1号

令和3年 6月15日

北海道農政事務所長 殿

具体的な取組内容及び、仲介事業者名、製粉業者名、委託粉碎業者名、最終需要者名を記載願います。
WCS用稲の場合は、その他にロールサイズを記載願います。

農業者等
住所 ○○郡○○町○番○号
氏名 ○○町農業協同組合
代表理事組合長 ○○○○
電話番号 ○○○-○○-○○○○

令和3年産新規需要米取組計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 用途（本要領別紙2の第2の1に定める用途）：【 飼料用 】

2 取組の概要

（具体的な取組内容）

（例1）新規需要米（飼料用）

別添の販売契約に基づき、（株）□□商事を介して、○○飼料株式会社及び（株）☆☆配合飼料へ販売します。
（株）□□商事は、粉碎を△△製粉（株）へ委託して販売します。

（例2）新規需要米（WCS用稲）

別添の販売契約に基づき、畜産農家○○○○氏へ販売します。
（ロールサイズ：500kg/ロール）

（注）WCS用稲に取り組む場合は、ロールの大ききサイズ、重量を記入すること。

例：「直径○○○mm、重量○○○kg、長さ○○○m」

3 取組計画

新規需要米に用いる単収を記載してください。
「単収」については、地域協議会に確認してください。

（1）生産計画

種類 ※1	品種 ※2	数量（玄米kg） ※3	単収	面積（㎡）	出荷方式 ※4
うるち米	その他	10,000	515	19,417	一括
うるち米	そらゆたか	5,150	515	10,000	区分
計		15,150		29,417	

区分管理方式の場合は、数量を「単収×生産面積」（端数切り上げ）で算出してください。

一括管理方式の場合は、面積を「生産数量÷単収」（端数切り捨て）で算出してください。

ない場合は現況に応じて記入すること（WCS用、青刈り

稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記入すること。以下同じ。）。

※4：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。

（注）全国生産出荷団体
単収欄及び出荷方式

複数の需要者との販売契約がある場合、一つの取組計画でまとめて作成することも「可」となっているが、需要者別に作成することも可能。
その場合、4-12号の作成・提出は不要となる。

（2）販売計画

種類	需要者等名 ※1		態様 ※2	数量（玄米kg）	数量のうち複数年契約 ※3	
	都道府県	名称			契約期間（〇年～〇年）	数量（玄米kg）
うるち米	北海道	（株）□□商事	玄米	10,000	2年～4年	8,000
うるち米	北海道	○○飼料株式会社				
うるち米	北海道	（株）□□商事	乾もみ	5,150	2年～4年	5,150
うるち米	北海道	（株）☆☆配合飼料				
計				15,150		15,150

※1：仲介事業者が介在する場合は、仲介事業者名及び当該仲介事業者を介して購入する需要者名を別行に記入すること。

また、買取販売業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入すること。

※2：生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること（販売契約者の態様と一致すること。）。

※3：数量（玄米kg）のうち複数年契約の数量を契約期間ごとに記入すること（経営所得安定対策等実施要綱別紙13の2に規定する産地交付金の追加配分の対象となる数量とする。）。

(続き)

別紙様式第4-1号

主食用米と区分して管理を行うこと、出荷・販売時にその用途の表示を行うこと、台帳の整備を行うこと等、記載願います。

4 適正流通に関する事項（主食用途流通防止の措置）

(1) 具体的な措置

（飼料用米記載例）

別添の契約に基づき、飼料用米として販売します。

主食用米と明確に区分して管理し、生産・販売台帳の整備をします。

（WCS用稲記載例）

子実の収穫を行いません。WCS以外の用途として販売しません。

主食用米と明確に区分して管理し、生産・販売台帳の整備をします。

(2) ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

【取組主体等で低品位米が生じた場合】

(例) ふるい下米については、飼料用として「〇〇飼料株式会社」へ販売します。

【需要者等で低品位米が生じた場合（需要者が作成した誓約書から転記）】

(例) ふるい下米については、飼料用として「〇〇飼料株式会社」へ販売します。

(注) 発生が想定される場合は原則記載すること。

区分管理方式により米粉用米に取組む等、ふるい下米等の低品位米が発生する場合、その用途（飼料用途等）や販売先を記載しておくことにより、用途外使用申請が不要となります。

生産者段階のみならず、仲介事業者が委託とう精を行う段階や、需要者がとう精・加工を行う際に発生する副産物の用途も含めて記入します。

5 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(例) 北海道札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地
(一財)〇〇〇米麦検定協会

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。（全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。）

【添付書類】

1 販売契約の状況が分かる以下のいずれかの書類

(1) 需要者等との販売契約書の写し（別紙様式第4-4号）

(2) 買取販売業者に販売を行う場合にあっては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書（別紙様式第1号）及び用途限定米穀に関する誓約書（別紙様式第2号）並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書（別紙様式第3号）の写し

(3) 自ら利用又は販売する場合にあっては新規需要米自家加工販売計画書（別紙様式第3-4号）・

(4) 申請時まで需要者等との販売契約書を締結できない場合にあっては新規需要米販売計画書等

2 農業者等及び需要者等が作成した適正流通に関する誓約書（別紙様式第4-5号の1、別紙様式第4-5号の2、別紙様式第4-6号）

3 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合は新規需要米団体間集荷計画書（別紙様式第4-8号）

4 その他認定に必要な書類

自ら生産又は集荷した新規需要米を、自ら利用又は販売する場合は「別紙様式第3-4号」の提出が必要です。（P15参照）

飼料用米及びWCS用稲については、需要者が畜産農家の場合、確実に使用できることの確認書類として、「給与計画書（別記1）」の書類を提出願います。（P16参照）

米粉用については、「別紙様式第4-7号」及び「別表」の提出が必要です。（P12参照）

Ⅲ - 1 - ③ 「新規需要米取組計画書」の作成例

(SGSの場合)

SGS（ソフトグレインサイレージ）に取り組む場合の記載例

※数量については全てSGS換算重量で記載する。

(SGSとは、生もみを破碎処理し密封保存してサイレージ化したもの)

別紙様式第4-1号

令和3年 6月15日

北海道農政事務所長 殿

農業者等

住所 ○○郡○○町○番○号

氏名 ○○町農業協同組合

代表理事組合長 ○○○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

令和3年産新規需要米取組計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 用途（本要領別紙2の第2の1に定める用途）：【 飼料用（SGS） 】

2 取組の概要

（具体的な取組内容）

（例）新規需要米（SGS）

別添の販売契約に基づき、（株）□□商事へ販売します。

（株）□□商事は、粉碎・サイレージ調製等を△△株式会社へ委託して販売します。

（注）WCS用稲に取り組む場合は、ロールの大きかなサイズ、重量を記入すること。

例：「直径○○cm×厚さ○○cm、1ロール当たり○○kg」

3 取組計画

(1) 生産計画

種類 ※1	品種 ※2	数量 (実kg) ※3	単収	面積 (㎡)	出荷方式 ※4
うるち米	きたげんぎ	14,775	515	20,000	区分
うるち米	その他	7,389	515	10,000	区分
計		22,164		30,000	

※1：うるち米・もち米・醸造用別に記載。（以下同じ。）

※2：多収品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。

※3：原則として玄米kg単位
青刈り稲・わら専用稲に

SGSの換算重量を記載し、SGS換算表を添付すること。（P13参照）

※取組主体が方針作成者の場合は、別紙様式第4-2号提出時に添付する。

※4：区分管理方式による出

（注）全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種類	需要者等名 ※1		態様 ※2	数量 (実kg)	数量のうち複数年契約 ※3	
	都道府県	名称			契約期間 (〇年～〇年)	数量 (実kg)
うるち米	北海道	(株) □□商事	SGS	22,164	2年～4年	22,164
計				22,164		22,164

※1：仲介事業者が介在する場合は、仲介事業者名及び当該仲介事業者を介して購入する需要者名を別行に記入すること。

また、買取販売事業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入すること。

※2：生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること（販売契約書の態様と一致すること。）

※3：数量(実kg)のうち複数年契約の数量を記入すること（交付対象となる数量とする。）。

Ⅲ - 1 - ④ 「新規需要米取組計画書」の作成例

(新市場開拓用の場合)

新市場開拓用に取り組む場合の記載例

※輸出用以外の場合、新市場開拓用に該当するかどうかを、事前に農政事務所へ確認してください。

別紙様式第4-1号

令和3年 6月15日

北海道農政事務所長 殿

具体的な用途等の取組内容及び、仲介事業者名、委託精業者等名、需要者名(輸出国等)を記載願います。

農業者等
住所 ○○郡○○町○番○号
氏名 ○○町農業協同組合
代表理事組合長 ○○○○
電話番号 ○○○-○○-○○○○

令和3年産新規需要米取組計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の1に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 用途(本要領別紙2の第2の1に定める用途):【新市場開拓用(輸出用)】
- 取組の概要

(具体的な取組内容)

(例)新市場開拓用(輸出用)

別添の販売契約に基づき、(株)□□商事を介して○○国へ輸出します。
(株)□□商事は、とう精等を△△株式会社へ委託します。

(注)WCS用稲に取り組む場合は、ロールの大きかなサイズ、重量を記入すること。

例:「直径○○cm×厚さ○○cm、1ロール当たり○○kg」

3 取組計画

(1) 生産計画

種類 ※1	品種 ※2	数量 (玄米kg) ※3	単収	面積 (㎡)	出荷方式 ※4
うるち米	その他	10,020	515	19,456	一括
計		10,020		19,456	

※1:うるち米・もち米・醸造用別に記載。(以下同じ。)

※2:多収品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。

※3:原則として玄米kg単位で記入するが、子実を採らない場合は現況に応じて記入すること。(WCS用、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記入すること。以下同じ。)

※4:区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による場合は「一括」と記入する事。

(注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種類	需要者等名 ※1		態様 ※2	数量 (玄米kg)	数量のうち複数年契約 ※3	
	都道府県	名称			契約期間 (〇年~〇年)	数量 (玄米kg)
うるち米	北海道	(株)□□商事	玄米	10,020	2年~4年	10,020
計				10,020		10,020

※1:仲介事業者が介在する場合は、仲介事業者名及び当該仲介事業者を介して購入する需要者名を別行に記入すること。

また、買取販売業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入すること。

※2:生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること(販売契約書の態様と一致すること。)

※3:数量(玄米kg)のうち複数年契約の数量を記入すること(交付対象となる数量とする。)

Ⅲ - 2 - ① 「販売等に関する契約書」の作成例

(写しを取組計画書に添付)

別紙様式第4-4号

新規需要米の販売等に関する契約書

仲介事業者を含む複数の契約となる場合は、甲、乙、丙・・・等、全ての契約者の記入が必要となります。

(農業者)〇〇(以下「甲」という。)と(需要者等)〇〇(以下「乙」という。)は、甲が生産する令和3年産の新規需要米(〇〇用。以下同じ。)について、以下のとおり、契約を締結する。

需要者と協議を行い、確実に引き渡しが行われる月日を設定してください。

1 甲は、令和3年産の新規需要米10,000トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を乙に対し、令和〇年〇月〇日まで引き渡すものとする。

種類：うるち米 もち米 醸造用
品位：〇〇以上の品位 定めない
引渡時の態様：玄米 精米 もみ その他
販売契約数量： 10,000 実kg

品位を定める場合、「飼料用玄米合格以上」「水稻うるち玄米3等以上」等と記載してください。

2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、〇〇用として用いるものとする。

品位等検査を受検しない場合を記載。

本契約に係る飼料用米・米粉用米について、品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

【米粉用】

- ①1.70mm以上のふるい目幅で調整されていること
- ②水分含有率が16.0%以下であること

【飼料用】

飼料用米の基準及び確認方法は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の定めによること

全ての用途で定める必要があります。

3 違約金について

(1) 取引を履行できない場合

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり〇〇〇円の違約金を甲または乙に支払う。

(2) 目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり〇〇〇円の違約金を甲に支払う。

契約者数分を作成してください。

この契約の成立の証として、本書〇通を作成し、各々1通を保有するとともに、地方農政局等に写しを提出するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、地方農政局等に提出するものとする。

令和3年 6月15日

甲 住所：
氏名：
電話番号： ※取組主体、仲介事業者、需要者の3者契約
乙 住所： の場合は甲、乙、丙として下さい。
氏名：
電話番号：

「別紙様式第4-5号の1」及び「別紙様式第4-5号の2」を添付して提出。(P9~P10参照)

また、とう精の委託契約を締結をしている場合は、とう精業者の誓約書(別紙様式第4-6号)の添付が必要。(P11参照)

(注) 1 複数者間による契約や複数年契約の締結が必要な場合は、その実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。

2 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

※30kg個単位で引き渡すことが明らかな場合、30kg換算個単位で調整した重量を記載すること。また、SGSの場合はSGS換算重量を記載すること。

Ⅲ - 2 - ② 「販売等に関する契約書（複数年）」の作成例 (写しを取組計画書に添付)

別紙様式第4-4号

新規需要米の販売等に関する契約書

令和2年産から新たに結んだ令和2年産から令和4年産までの3年分又は令和3年産から新たに結んだ令和3年産から令和5年産までの3年分の契約を含むもの。

(農業者) ○○ (以下「甲」という。) と (需要者等) ○○ (以下「乙」という。) は、甲が生産する令和3・4・5年産の新規需要米(○○用。以下同じ。)について、以下のとおり、契約を締結する。

1. 甲は、各年産の新規需要米10,000トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を乙に対し、各生産年の○月○日までに引き渡すものとする。

種	類	: <input checked="" type="checkbox"/> うるち米	<input type="checkbox"/> もち米	<input type="checkbox"/> 醸造用	
品	位	: <input checked="" type="checkbox"/> ○○以上の品位	<input type="checkbox"/> 定めない		
引渡時の態様		: <input checked="" type="checkbox"/> 玄米	<input type="checkbox"/> 精米	<input type="checkbox"/> もみ	<input type="checkbox"/> その他
販売契約数量		: 令和3年産	10,000	実kg	
		: 令和4年産	10,000	実kg	
		: 令和5年産	10,000	実kg	

不作時における調整規定を記載してください。

各年産米の契約数量を明記してください。
複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。

区分管理管理方式を選択している場合であって、複数年契約の2年目以降で作柄や生産者の変更等に伴い地域の合理的な単収が変わる場合においては、1年目の取組面積に当該年度の地域の合理的な単収を乗じた数量と契約締結時に設定していた契約数量との間で契約数量を変更することができる。

区分管理方式を選択している場合は、地域の合理的な単収に変動があった場合の対応方法を記載願います。

販売価格

- (例1) 3,000円/60kg
- (例2) 3,000円/60kg (作柄変動を考慮し、±0%の範囲で協議して決定できる。)
- (例3) 前年の販売価格を基準とし出来秋に双方で協議して決定する。
- (例4) 当該年の飼料用トウモロコシ相場の価格を基準とし、出来秋に作柄や需給状況により双方で協議して決定する。

契約価格(契約価格の設定方法)を明記願います。(契約価格の設定方法を記載する場合は、何を基準として価格を決定するかを明記願います。上記例でいうと「前年の販売価格」や「当該年の飼料用トウモロコシ相場の価格」。)

2. 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、○○用として用いるものとする。

品位等検査を受検しない場合の記載内容は前ページを参照願います。

3 違約金について

(1) 取引を履行できない場合

全ての用途で定める必要があります。

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり○○○円の違約金を甲または乙に支払う。

(2) 目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり○○○円の違約金を甲に支払う。

以下、作成部数、契約者欄については、前ページを参照願います。

Ⅲ - 3 「適正出荷に関する誓約書」の作成例

(取組計画書に添付)

○ 新規需要米に取り組む農業者、農業者団体、集荷団体、取組主体が作成する適正出荷に関する誓約書。

別紙様式第4-5号の1

令和3年 6月15日

北海道農政事務所長 殿

新規需要米の適正出荷に関する誓約書

私は、新規需要米の出荷に当たり、下記のとおり取組計画に基づいた適正な出荷を行うことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局・地域農業再生協議会等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に違反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

記

1 適切な水・肥培管理を行ったうえで捨て作りをしないと、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分し、出荷します。

【子実を収穫しないWCS用稲及び青刈り稲等に取り組む場合】

圃場を特定して作付け、適切な水・肥培管理を行ったうえで捨て作りをしないと、その全量を定められた用途として収穫し、子実は収穫しません。

また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に供給します。

2 飼料用・米粉用以外の用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用・米粉用米として出荷しません。

3 取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。

(農業者等) 住所：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名：〇〇 〇〇

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(注1) 当事者は需要に応じた米の生産・販売に関する要領別紙3を保管すること。

(注2) 内容の変更を伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

(注3) 2については、取り扱う新規需要米の全てが農業者等から調製済みの米穀を購入又は販売委託を受けている場合は省略することができる。

○ 契約書を締結するときに、仲介事業者、需要者等が作成する適正流通に関する誓約書。

※自家利用やWCS用稲の需要者についても提出が必要です。

別紙様式第4-5号の2

令和3年 6月15日

北海道農政事務所長 殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書 (兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

私は、(農業者)〇〇(又は集荷業者等〇〇)より買い受けた令和2年産新規需要米(〇〇用)について、その全てを〇〇用に用いることとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、新規需要米の調製、変形加工、とう精等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場合は、〇〇用に販売又は使用することとし、当該販売に係る販売契約書の写しを遅滞なく提出します。

〔 〇〇飼料株式会社へ飼料用として販売します。 〕

また、取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。

なお、この誓約書を遵守していることを確認するため、地域農業再生協議会・地方農政局等の職員から調査依頼があった場合には、協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

販売先が決まっている場合は販売先名を記入してください。
※記載した用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請が必要です。

(需要者等) 住所：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名：〇〇飼料株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(注1) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

(注2) 内容の変更が伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

○ 取組主体、仲介事業者、需要者等と新規需要米のとう精等に係る委託契約を締結する場合、委託とう精等業者が作成する誓約書。

別紙様式第4-6号

令和3年 6月15日

北海道農政事務所長 殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書（とう精等の委託契約分）

私は、（取組主体又は需要者）〇〇とのとう精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（委託とう精業者等）

住 所：〇〇市〇条〇丁目〇番〇号

氏 名：〇〇製粉株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

（注）当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3を保管すること。

※委託とう精業者等は、新規需要米の受払台帳等を整備し、使用状況を常時明確にしておく必要があります。

Ⅲ - 5 「米粉用米の使用実績等整理票」

(取組計画書に添付)

○ 生産した米粉用米を自ら使用する農業者等及び需要者等が作成してください。

別紙様式第4-7号

令和3年 6月15日

米粉用米の使用実績等整理票

自らが使用する農業者等
 需要者等
 住所 ○○市○○区○条○丁目○-○
 氏名 株式会社○○○
 代表取締役 ○○○○

(単位：実kg)

年産	態様	契約に対する購入状況			前年度（前年4月～本年3月）の使用実績（在庫）状況						本年3月末 引取残数量 及び 在庫数量 ⑧=③+⑦	本年度（本年4月～来年3月）使用等予定数量				
		契約数量 ①	本年3月 までの 購入数量 ②	本年3月 末の取引 残数量 ③=①-②	前年4月 当初の 繰越数量 ④	購入数量 ⑤	使用数量 ⑥		本年3月末 在庫数量 ⑦=④+⑤-⑥	本年産 契約予定 数量 ⑨		使用予定数量 ⑩		繰越予定 数量 ⑧+⑨-⑩		
							使途別内訳					使途	数量		使途	数量
							使途	数量								
2	玄米	20,000	15,000	5,000		15,000	15,000	0	5,000	0	5,000			0		
												パン用	5,000			
3	玄米										10,000	10,000	麵用	8,000	0	
													パン用	2,000		
合計		20,000	15,000	5,000		15,000	15,000	0	5,000	10,000	15,000	麵用	8,000	0		
													パン用	7,000		

- (注) 1 使用状況は、米粉用米の取り扱いがあった場合は、「新規需要米受払状況等報告書（別紙様式第4-16号）」と合致すること。
 2 「態様」欄は、粳、玄米、精米、破碎精米等を記載すること。
 3 「使途別内訳」欄は、パン用、麵用、菓子用、その他の各使途ごとに数量を記載すること。
 4 本年度使用予定数量は、使途毎・販売先毎の明細（別表）を添付すること。
 5 繰越予定数量が、前年度と比べて大幅に増加する場合は、その理由を別紙として添付すること。

Ⅲ - 6 「米粉用米販売先別明細」

(取組計画書に添付)

別表

別紙様式第4-7号「米粉用米の使用実績等整理票」の本年度（本年4月～来年3月）使用等予定数量の、用途別・販売先別の明細として添付します。

販売先別明細

(単位：実kg)

販売先	住所	使途	前年度 販売実績数量	本年度 販売予定数量
(株) ○○製麵	札幌市中央区北○条西○丁目○-○	麵用	5,000	8,000
(株) ○○製パン	札幌市中央区北○条西○丁目○-○	パン用	10,000	7,000
計				

- (注) 1 販売先は、年間、概ね10トン以上の販売実績又は販売予定がある需要者を対象とし、10トン未満の販売先については一括して記入すること。
 2 「使途」欄は、パン用、麵用、菓子用、その他の各用途ごとに記載すること。
 3 「本年度販売予定数量」欄は、前年度販売実績や販売先の購入意向を踏まえて記載すること。

※委託とう精業者等は、新規需要米の受払台帳等を整備し、使用状況を常時明確にしておく必要があります。

Ⅲ - 7 「出荷契約数量等農業者別一覧表」の作成例

○ 出荷契約数量等農業者別一覧表（7月10日までに提出）

取組認定を受けた認定方針作成者は、出荷契約数量等農業者一覧表を提出します。

別紙様式第4-2号

令和3年 6月30日

地域農業再生協議会長 殿

北海道農政事務所長 殿

それぞれ別葉に作成して提出

認定方針作成者

住所 ○○郡○○町○番○号

氏名 ○○町農業協同組合

代表理事組合長 ○○○○

電話 ○○○-○○○-○○○○

※取組計画を農業者（個人）で申請している場合は、提出不要。

令和3年産新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1の規定に基づき、新規需要米販売契約数量、生産予定面積等を、下記のとおりお知らせします。

記

（地域農業再生協議会名：○○町農業再生協議会）

（用途※1：飼料用）

区分管理方式の場合は、数量を「単収×生産面積」（端数切り上げ）で算出してください。

一括管理方式の場合は、面積を「生産数量÷単収」（端数切り捨て）で算出してください。

取組番号 ※2	農業者名等			種類 ※4	品種 ※5	多収 ※6	新規需要米販売契約等の内容				態様 ※9	契約数量のうち複数年契約の数量（玄米kg） ※10
	住所	氏名又は名称	農業者コード ※3				販売契約数量等（玄米kg）	単収（kg/10a） ※7	生産予定面積（㎡）	出荷方式 ※8		
1	○○郡○○町○番○号	農林 太郎	123456789 987654321	うるち米	その他		10,000	515	19,417	一括	玄米	10,000
2	○○郡○○町○番○号	農政 次郎	112233445 566778899	うるち米	そらゆたか	○	5,150	515	10,000	区分	玄米	5,150
計	-	-	-	-	-	-	15,150	-	29,417	-	-	15,150

（SGSの場合）

1	○○郡○○町○番○号	農林 太郎	123456789 987654321	うるち米	きたげんき	○	14,775	515	20,000	区分	SGS	14,775
2	○○郡○○町○番○号	農政 次郎	112233445 566778899	うるち米	その他		7,389	515	10,000	区分	SGS	7,389
計	-	-	-	-	-	-	22,164	-	30,000	-	-	22,164

SGSの場合は、SGS換算重量を記載し、SGS換算表を添付すること。

【SGS数量換算表について】

SGSの取り組みの場合、SGS数量の換算表を添付すること。

令和3年産 SGS数量換算表（例）※水分を35%に調整した場合

（株）□□商事

生産者名	単収（kg/10a） ①	取組面積（㎡） ②	玄米数量（kg） ③=①×②	もみ換算重量（kg） ④=③/80%	水分調整（水分15%を0%に換算）（kg） ⑤=④×85%	（契約数量）SGS換算重量（kg） ⑥=⑤×135%	もみ重量（kg） ⑦	もみ水分（%） ⑧	水分調整（水分0%に換算） ⑨=⑦×（100%-⑧）	SGS重量換算（kg） ⑩=⑨×135%
農林太郎	515	20,000	10,300	12,875	10,944	14,775			0	0
農政次郎	515	10,000	5,150	6,438	5,473	7,389			0	0
計	-	30,000	15,450	19,313	16,417	22,164	0	-	0	0

Ⅲ - 8 「区分管理計画書」

(取組計画書に添付)

別紙様式第3-1号

令和3年 6月15日

北海道農政事務所長 殿

農業者名 農政 次郎
 住 所 ○○郡○○町○番○号
 電 話 ○○○○-○○-○○○○

区分管理計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第4の2の規定に基づき、下記のとおり提出します。

なお、出荷の際は、2に掲げるほ場からの全収穫量を出荷するとともに、他のほ場から生産された米を混入して新規需要米として出荷しないことを誓約します。

(1)を選択した場合、多収品種名を記入

記

(2)を選択した場合、主食用米として出荷する品種と異なる品種名を記入

1 区分管理の種類と具体的な内容

<input type="checkbox"/>	(1) 多収品種を作付ける。(品種名：)
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 多収品種以外の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。(品種名： きらら397)
<input type="checkbox"/>	(3) 主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用米の生産と差異をつける。
<input type="checkbox"/>	(ア) 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
<input type="checkbox"/>	(イ) -①省力化栽培(②以外)を行う。 (具体的な内容：)
<input type="checkbox"/>	(イ) -②生産性ないし収量が低いほ場で取り組む。
<input type="checkbox"/>	(ウ) その他 (具体的な内容：)

※該当する項目にチェックを付すこと。

(3)(ウ)を選択した場合、(ア)及び(イ)以外の主食用米との生産の差異を具体的に記入

2 区分管理を行うほ場の所在・地番と面積

所在・地番	面積 (㎡)
○○郡○○町○○番地・1-1	5,000
○○郡○○町○○番地・1-2	5,000
計	10,000

Ⅲ - 9 - ①「自家利用販売計画書」

(取組計画書に添付)

自ら生産又は集荷し、自ら利用又は販売する取組主体（農業者）
において作成し、取組計画書に添付してください。

別紙様式第3-4号

米粉用米を自ら加工販売の場合は、別紙様式第4-7号「米粉用米の使用実績等整理票」を提出するため、省略することができます。

令和3年 6月15日

令和3年産新規需要米自家加工販売計画書

自家加工農業者

住 所 ○○市○○町○丁目

氏 名 ○○ ○○

1 製品の加工販売計画

製 品	製品の年間販売 計画数量 (kg、ㇿ等)	原料米穀の 使用数量 (kg)	うち、自ら生産する 新規需要米数量 (kg)
WCS用稲	40ㇿ	40ㇿ	25ㇿ
飼料用米	20,000kg	20,000kg	20,000kg
合 計			

(注1) 製品の年間販売計画数量欄には、製品の内容量の単位(例: kg、ㇿ等)を記載。

(注2) 原料米穀の使用数量は、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。

(注3) 自家加工の取組として複数年の計画で取り組む場合は、各年毎に3年分を記載。

2 製品の販売形態

(自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等)・

乳用牛80頭へ1日当たり1ㇿを他の飼料と混合して給与する。

飼料用米(玄米)を米ぬか、リン酸カルシウム等と自家配合し、採卵鶏800羽に1日当たり1,000kg給与する。

畜種や飼養頭羽数、給与量、「自家で破碎し給与」や「飼料会社へ配合飼料の製造を委託」等、具体的に記入して下さい。

3 製品の主な販売先

(一般消費者、卸・小売店、スーパー等)

自家利用

自家消費する場合は「自家利用」、飼料製造販売業者として配合飼料等の製品を製造販売する場合は、販売先を記入して下さい。

(添付書類) 前年度製品販売実績が確認できる資料・

Ⅲ - 9 - ②「給与計画書」

(取組計画書に添付)

【飼料用米・WCS用稲の需要者から提出していただく書類】

畜産農家と契約する場合、需要者において以下の書類を作成いただき取組計画書に添付してください。

別記1

令和3年産飼料用米給与計画（例：乳牛）

(株)北海道農政牧場 (単位：kg)

項 目		1頭(羽)/1日 当たり給与量	1日当たり 必要量	1月当たり 必要量
畜 種	飼養頭(羽)数			
乳 牛	150	1kg	150kg	4,500kg
給与方法		自家で飼料用米（玄米）の粉碎を行い、他の飼料と混合して給与する。		

給与方法については、「自家で破碎」や「飼料会社へ配合飼料の製造を委託」等、具体的に記入して下さい。

(株)北海道農政牧場 (単位：kg)

項 目		1頭(羽)/1日 当たり給与量	1日当たり 必要量	1月当たり 必要量
畜 種	飼養頭(羽)数			
乳 牛	140	3kg	420kg	12,600kg
給与方法		乾草、デントコーン、WCSを混合して給与する。 WCSの混合比率は2割。		

令和3年産飼料用米給与計画（例：採卵鶏）

(株)北海道農政養鶏場 (単位：kg)

項 目		1頭(羽)/1日 当たり給与量	1日当たり 必要量	1月当たり 必要量
畜 種	飼養頭(羽)数			
採卵鶏	700	0.04kg	28kg	840kg
給与方法		自家で飼料用米（玄米）、貝殻、小麦、米ぬか、魚粉等と混合して給与する。		

Ⅲ - 10 「新規需要米団体間集荷計画書」の作成例

○ 団体間集荷計画書（6月30日までに提出）

全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体が認定方針作成者から集荷を行う場合は、出荷契約の締結後、生産予定数量等を報告してください。

別紙様式第4-8号

新規需要米団体間集荷計画書

※取組計画の申請者が、「ホクレン」・「北集」以外の場合は、集荷計画書の提出は不要です。

全国生産出荷団体
都道府県生産出荷団体
住所 ○○市○○区○条○丁目○○
氏名 ○○農業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○○

単位：㎡、kg（玄米換算）

都道府県	認定方針作成者名 （※1）	用途 （※2）	種類 （※3）	生産予定数量 （※4）	単収 （※5）	生産予定面積 （※6）
北海道	○○町農業協同組合	飼料用	うるち米	15,000	515	29,126
計 （※7）			うるち米	15,000		29,126

Ⅲ - 11 「新規需要米団体間出荷計画数量報告書」の作成例

○ 団体間出荷数量の報告（7月31日までに報告）

全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う場合は、出荷契約の締結後、出荷計画数量等を報告してください。

別紙様式第4-3号

令和3年 7月15日

地域農業再生協議会長 殿

北海道農政事務所長 殿

それぞれ別葉に作成して提出

氏名又は団体名
住所 ○○郡○○町○番○号
氏名 ○○町農業協同組合
代表理事組合長 ○○○○
電話 ○○○-○○-○○○

※取組計画の申請者が、「ホクレン」・「北集」以外の場合は、出荷計画数量報告書の提出は不要。

令和3年産新規需要米団体間出荷計画数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：玄米kg）

出荷先（※1）	用途（※2）	種類（※3）	出荷計画数量
○○農業協同組合連合会	飼料用	うるち米	15,000

IV - 1 「生産集出荷数量一覧表」

取組農業者、認定方針作成者は、生産集出荷数量について報告が必要です。

○生産集出荷数量の報告（12月20日までに提出）

ただし、出来秋時に出荷契約数量及び販売契約数量の変更を作柄変動が生じた場合の変更（要領別添3の2の(1)）以外で行う場合、あらかじめ北海道農政事務所長との協議が必要です。

別紙様式第4-13号

地域農業再生協議会長 殿
北海道農政事務所長 殿

令和3年産新

この報告書が適切に報告されない場合等、次年度以降の取組計画が認定されない場合があります。
(※要領別紙2の第4の2の(5)に基づき)

令和3年12月1日

認定方針作成者
農業者等
住所 ○○郡○○町○番○号
氏名 ○○町農業協同組合
代表理事組合長 ○○○○
電話 ○○○-○○○-○○○○

それぞれ別業に作成して提出

※調製の際に生じる端数は、切り上げ又は切り捨てにより整理。
(切り捨てにより「0」となる場合は切り上げ。)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け）に基づき、下記のとおり報告します。

(用途：飼料用)

※1×④と①の間の任意の数値で記入。
(①×④の端数は四捨五入。)

WCS用稲の場合、ロールのサイズ、重量を記載
例：直径0cm×厚さ0cm、1ロール0kg

(地域農業再生協議会： ○○町地域農業再生協議会)

取組番号	農業者名等		種類	当初出荷契約等数量	単収	生産面積	出荷契約数量及び販売契約数量の変更 ※2			変更後出荷契約等数量	⑧を30kg換算個単位に調整する場合の変更後出荷契約等数量	出荷(売渡)数量	WCSのロールのサイズ等	
	氏名又は名称	農業者コード					A:作柄変動が生じた場合補正率	B:自然災害等により減収 全ての水稻作付面積	C:区分管理方式の場合					収穫量(玄米kg)
※1	※1	※1	※1	(玄米kg) ①	(kg/10a) ②	(㎡) ③	④	(㎡) ⑤	(kg) ⑥	⑦	(玄米kg) ⑧	(玄米kg) ⑨	(玄米kg) ⑩	※5
1	農林太郎	123456789 987654321	うるち米	10,000	515	19,417	530/504				10,516	10,500	10,500	
2	農政次郎	112233445 566778899	うるち米	5,150	515	10,000				5,325	5,325	5,310	5,310	
計	-	-	-	15,150	-	29,417				-	15,841		15,810	

「作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の単年単収」を記入

※当該場で収穫した全量を記入。

(SGSの場合)

1	農林太郎	123456789 987654321	うるち米	14,775	515	20,000				15,652	15,652	15,652	15,652	
2	農政次郎	112233445 566778899	うるち米	7,389	515	10,000				7,037	7,037	7,037	7,037	
計	-	-	-	22,164	-	30,000				-	22,689		22,689	

SGSの場合は、SGS換算重量を記載し、SGS換算表を添付すること。

【SGS数量換算表について】
SGSの取り組みの場合、SGS実数量の換算表を添付すること。

令和3年産 SGS数量換算表（例） ※水分を35%に調整した場合

(株) □□商事

生産者名	単収 (kg/10a)	取組面積 (㎡)	玄米数量 (kg)	もみ換算重量 (kg)	水分調整 (水分15%を0%に換算) (kg)	(契約数量) SGS換算重量 (kg)	もみ重量 (kg)	もみ水分 (%)	水分調整 (水分0%に換算)	SGS重量換算 (kg)
	①	②	③=①×②	④=③/80%	⑤=④×85%	⑥=⑤×135%	⑦	⑧	⑨=⑦×(100%-⑧)	⑩=⑨×1.35%
農林太郎	515	20,000	10,300	12,875	10,944	14,775	13,640	15.0	11,594	15,652
農政次郎	515	10,000	5,150	6,438	5,473	7,389	6,032	13.6	5,212	7,037
計	-	30,000	15,450	19,313	16,417	22,164	19,672	-	16,806	22,689

【新規需要米の出荷（販売）契約数量の変更について】

認定方針作成者及び農業者は、当年産の作柄等の影響により新規需要米生産量が変動した場合、「区分管理方式」(P25)では、作付ほ場で生産された全収穫量となります。また、「一括管理方式」(P26)では、「変更方法①～③の何れかにより出荷（販売）契約数量の変更をすることが出来る」となっています。当然ながら、出荷（販売）契約数量の変更を行う場合については、仲介業者及び需要者の了解を得たうえで行う必要があります。

変更後の出荷（販売）契約数量については、確実に需要者及び仲介事業者へ情報提供を行ってください。

【参考】「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」

飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は数量報告書の提出が必要です。

○飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、翌年の1月31日までに、対象作物の生産数量を記載した「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」を作成し、確認書類として、農産物検査結果通知書等の写しを添付して北海道農政事務所へ提出します。

様式第11-2号

年産

水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書

北海道農政事務所長 殿

水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組について、以下の数量を報告します。
 なお、正当な理由なく虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

氏名又は 法人・組織名	
代表者名 (法人・組織のみ)	

年	月	日
交付申請者管理コード		
地域協議会等管理コード		
「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード		
A		

飼料用米

数量の確認 ※1		
あり		なし
農産物検査を受検して確認	農産物検査によらない方法で確認	

区分	玄米		もみ	
適合品位に相当する数量等※2	kg		kg	
生産面積	a	m ²	a	m ²

米粉用米

数量の確認 ※1		
あり		なし
農産物検査を受検して確認	農産物検査によらない方法で確認	

区分	玄米		もみ	
適合品位に相当する数量等※2	kg		kg	
生産面積	a	m ²	a	m ²

主食用米※3

出荷数量	kg	
生産面積	a	m ²

(注意事項)

- ※1 数量の確認状況について、該当する欄に○を付けてください。「農産物検査を受検して確認」又は「農産物検査によらない方法で確認」に○をつけた場合にあっては、右欄の数量及び面積を記載してください。
- ※2 農産物検査を受検して確認した場合は、農産物検査結果通知書等の写しを添付してください。また、農産物検査によらない方法で数量の確認を行った場合は、販売伝票の写し等を添付してください。なお、共同乾燥調製施設等において現に調製されているもみであって、当該施設等に配置された農産物検査員による当該ばらもみ又は当該ばらもみから生産される玄米の数量の確認を行う場合にあっては、確認者による数量証明書を添付してください。
- ※3 当年度で主食用米の生産も行っている場合、主食用米の出荷数量及び生産面積を記載してください。なお、主食用米の生産面積は、営農計画書における主食用米の値を記載してください。
- ※4 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更することができるものとします。
- ※5 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、認定方針作成者が新規需要米取組計画の取組主体となっている場合にあっては、方針作成者が方針参加農業者の報告をとりまとめて報告ができるものとします。

IV - 2 「変更後販売数量報告書」

取組農業者、認定方針作成者、都道府県団体等は、販売契約数量の変更があった場合、変更後の販売数量について報告することが必要です。

○変更後販売数量報告書（2月15日までに報告）

販売契約の変更があった場合、変更後の販売契約数量を取りまとめ、北海道農政事務所長に報告してください。

※稲発酵粗飼料用稲（WCS）及び青刈り稲・わら専用稲の用途については報告除外です。

別紙様式第4-12号

令和4年 2月 1日

北海道農政事務所長 殿

農業者等

住 所 ○○郡○○町○番○号

氏 名 ○○町農業協同組合

代表理事組合長 ○○○○

令和3年産新規需要米変更後販売数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の5の規定に基づき、新規需要米の変更後の販売契約数量について下記のとおり報告します。

記

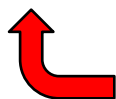
用 途	種 類	需要者等の名称及び変更後の販売契約数量				
		都道府県名	名 称	態 様	数 量 (実kg)	(玄米kg)
飼料用	うるち米	北海道	○○飼料(株)	玄米	10,500	10,500
飼料用	うるち米	北海道	※※飼料(株)	玄米	5,300	5,300

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注2) 用途欄は、本要領別紙2の第2の1に定める次の用途のいずれかを記入すること。（「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」）

(注3) 種類欄は、うるち米、もち米、醸造用のいずれかを記入すること。

(注4) 販売契約を行った需要者が単一であって、既に報告を行っている別紙様式第4-13号「新規需要米生産集出荷数量一覧表」で当該需要者との変更後の販売契約数量が確認できる場合は、当該報告を省略できる。



書類作成時にはご注意ください！

Ⅳ - 3 「売渡実績数量報告書」

取組主体、仲介事業者は、売渡実績数量について報告することが必要です。

○ 半期ごとに報告してください。（最終月の翌月の末日までに報告）

半期 4月～9月分を10月末まで、半期 10月～3月分を4月末まで。

（※ 農業者自ら使用する場合は不要です。）

別紙様式第4-15号

令和4年4月15日

北海道農政事務所長 殿

この報告書が適切に報告されない場合等、
次年度以降の取組計画が認定されない場合があります。
（※要領別紙2の第4の2の(5)に基づき）

農業者等
仲介事業者
需要者団体等
住所 ○○郡○○町○番○号
氏名 ○○町農業協同組合
代表理事組合長 ○○○○

新規需要米売渡実績数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（用途：飼料用）

半期（3年10月～4年3月）分

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (実kg)	売渡先名		委託とう 精業者名	売渡数量		備考
					都道府県名	名称		(実kg)	(玄米kg)	
	3	うるち米	玄米		北海道	○○商事(株)		10,000	10,000	
	3	うるち米	もみ		北海道	○○飼料(株)		10,000	8,000	
	3	うるち米	SGS		北海道	○○商事(株)		10,000	8,000	
合計								30,000	26,000	

SGSの取り組みで「原料もみ」を出荷する場合は、
もみ実重量を記載する。

- (注)
- 1 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
 - 2 委託とう精を行う場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。
 - 3 「用途」は、本要領別紙2の第2の1に定める次の用途のいずれかを記入、別葉とすること。（「飼料用」「米粉用」、「新市場開拓用」）
 - 4 「購入先名」及び「購入数量」欄については、農業者等にあつては記入を要しない。
 - 5 種類はうるち米・もち米・醸造用別、態様は粳・玄米・精米・破碎精米等を記入すること。
 - 6 「粳」の場合は、0.8を乗じて玄米換算すること。
 - 7 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記載すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

Ⅳ - 4 「受払状況等報告書」

自ら使用する農業者、需要者は、受払状況について報告することが必要です。

○ 各半期ごとに報告してください。（最終月の翌月の末日までに提出）

半期 4月～9月分を10月末まで、半期 10月～3月分を4月末まで。

別紙様式第4-16号

令和4年4月15日

北海道農政事務所長 殿

この報告書が適切に報告されない場合等、次年度以降の取組計画が認定されない場合があります。
（※要領別紙2の第4の2の(5)に基づき）

自らが使用する農業者等
需要者等

住所 ○○市○○町○○番地
氏名 ○○飼料株式会社○○工場
工場長 ○○ ○○

新規需要米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

半期（3年10月～4年3月）分【用途：飼料用】

1 新規需要米の受払状況等

（単位：実kg）

年産	態様	契約に対する購入状況			在庫状況						使用残数量 ③+⑦	備考	
		契約数量 ①	当期までの購入数量 ②	取引残 ③=①-②	前期からの繰越数量 ④	当期購入分		当期使用数量		次期への繰越数量 ⑦=④+⑤-⑥			
						購入先	数量 ⑤	⑥	使途別内訳				
						使途		数量					
3	玄米	15,001	10,000	5,001	0	○○農業協同組合	10,000	8,000			2,000	7,001	
3	SGS	14,855	8,000	6,855	0	○○商事(株)	8,000	5,000			3,000	9,855	
		SGSの場合は態様にSGSと記載し、各欄はSGS製品重量を記載する。											
合計		29,856	18,000	11,856	0		18,000	13,000			5,000	16,856	

- (注) 1 報告は、新規需要米として契約し、本年4月以降に未引取分を含めて在庫数量があるもののみを対象とし、半期に一度（4月～9月、10月～3月）とすること。
 2 「用途」欄は、飼料用、米粉用、新市場開拓用を記載すること。
 3 「態様」欄は、粳、玄米、精米、破碎精米等を記載すること。
 4 「使途別内訳」欄は、用途が(1)米粉用の場合に、パン用、麺用、菓子用、その他
 (2)新市場開拓用の場合に、バイオエタノール用、輸出用等の各使途ごとに数量を記載すること。
 5 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記載すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

2 新規需要米使用製品の製造及び出荷の状況

使途	製品名	単位 (a)	製品製造状況((a)の単位で記入)			製品出荷数量 ((a)の単位で記入) (d)	次期への繰越量((a)の単位で記入) (b+c-d)
			前期からの繰越数量 (b)	当期の製造量(c)			
				新規需要米の使用数量 (実kg)			
飼料用米	鶏用配合飼料	トン	15,500	26,000	4,000	31,000	10,500
飼料用米	豚用配合飼料	トン	15,500	26,000	4,000	31,000	10,500
※ 新規需要米を原料として製品を製造する場合は、製品の製造及び出荷の状況を記載してください。							

- (注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。
 2 「新規需要米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。
 3 当該報告は、半期毎に取りまとめて報告（4～9月分、10～3月分）する。

V - 1 捨てづくりの防止 ～ 適正な生産の徹底等 ～

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- 1 作付や肥培管理等が不適切な場合（捨てづくり）には交付金は交付されません。
- 2 以下の事項に該当する場合は、理由書の提出が必要となります。
 - 新市場開拓用米、加工用米、飼料用米（生もみ）
当年産の出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米（生もみ除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算出される単量が標準単収値から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - WCS用稲
近隣ほ場のWCS用稲の生育状況等と比較して十分な収量が得られない
- 3 自然災害等の合理的な理由がないなど、捨てづくりが判明した場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還することとなります。

V - 2 主食用米への横流れ防止 ～ 出荷・販売時の注意事項 ～

- 1 食糧法において、新規需要米は「用途限定米穀」として規定されており定められた用途以外に使用・販売することはできません。
※WCS用稲の取り組みにおいて、子実を取ることもできません。
- 2 国・北海道による立入検査の結果、新規需要米の出荷・販売に係る契約書、若しくは誓約書に従った流通・引渡しを行っていなかった場合、又は米穀の流通・使用等に関し、米穀の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合であって、故意であったり、常習性があるなど悪質と判断される場合は、全ての経営所得安定対策等の交付金の返還を命ずる等の措置を講ずることとなります。
- 3 また、措置が講じられた最初の日から、当該日から1年間を超えない範囲で定める日までの間、取組計画の認定が受けられなくなります。
- 4 需要者には、販売契約に基づき引取期限までに、確実に全量を販売するようにしてください。

V - 3 低品位の米穀の寄せ集め出荷の禁止



「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」では、適正流通の確保を図るため、「主食用米等から低品位の米穀（ふるい下米等）を寄せ集めて飼料用米・米粉用米として出荷しない。」と定められています。

また、「他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷」する行為も違反です。

飼料用米は **認定を受けた計画のとおり** 取り組みましょう！

不適正な出荷をした場合は、交付金が支払われません！

こんな行為は違反です！



飼料用米として生産した米を**主食用として販売**



主食用米から発生した「**ふるい下米**」を寄せ集めて、新規需要米の飼料用米として**出荷**



他者から購入した米や、主食用として生産した米を飼料用米に**水増しして出荷**

もし、不適正な出荷が行われたら、

不適正な出荷等が確認された場合には、

- ★ その名称及び違反事実を公表
- ★ 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の**全ての交付金を返還**
- ★ 当該取組の**認定を取り消す**とともに、**一定期間**、新規需要米や加工用米等の**取組を認めない**

などの措置が講じられます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。



国は飼料用米の出荷状況を確認します！

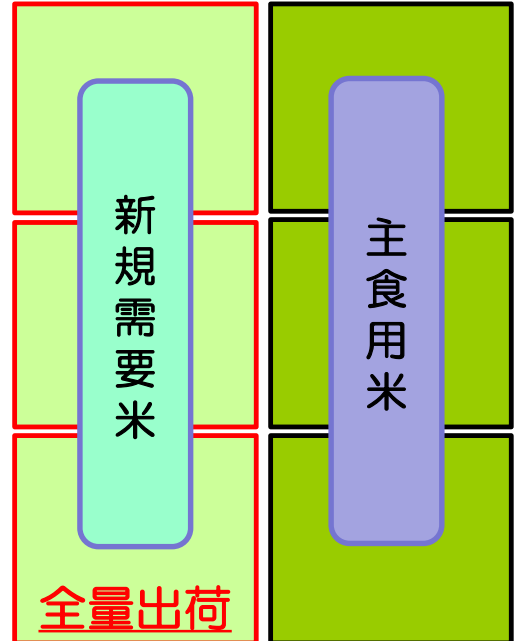
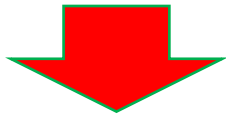
- ★ 飼料用米の**農産物検査**の場で、飼料用米の出荷状況を確認することがあります
- ★ 検査後に、倉庫や畜産農家に保管されている飼料用米の状況を確認することがあります
- ★ 畜産農家等の需要者に**きちんと飼料用米が納入されているか確認**することがあります

Ⅵ - 1 【区分管理方式】

- 区分管理方式は次の作付け態様に該当し、かつ、栽培、生産、収穫、乾燥・調製を**主食用米と明確に区分**して実施し、ほ場1枚を単位として作付け、かつ、その**ほ場を特定**する場合に選択することができます。

栽培、生産、収穫、乾燥・調製が、**主食用米と別**

- 1 多収品種を作付ける。
- 2 多収品種以外の品種であって**主食用米として出荷する品種と異なる品種**を作付ける。
- 3 主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、**生産段階で主食用米の生産と差異をつける**。
 - ① 多収に向けた技術や生産資材を用る。
 - ② 省力化栽培を行う。(③以外。)
 - ③ 生産性ないし収量が低いほ場で取り組む。



- ◎ **作付ほ場で生産された全収穫量を出荷**する必要があります。
※不作等により契約数量を満たせない場合であっても、**他のほ場で生産された米穀を追加して収穫量とすることはできません。**

【注意】

区分管理方式の取組みで**共同乾燥調製施設の利用**を考えている農業者等は受入施設の状況によって新規需要米等の用途限定米穀を搬入できない場合も考えられるので、**事前に受入施設の担当者及び農政事務所地域拠点の担当者と相談**のうえ取組の対応をお願いします。

「多収品種」の範囲 (要領別紙3の第4の3参照)

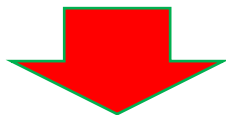
- 国の委託試験等によって育成され、子実の収量が多いことが確認された「きたあおば」、「たちじょうぶ」、「北瑞穂」、「きたげんき」等、全国で25品種。(要領別紙1の別表参照)

又は、

- 農業試験場の試験データ等により、一般的な主食用品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種で、かつ、主要な主食用品種ではない品種(要領別紙1の第4の3の(2)のイ参照)であって、北海道知事の申請に基づき、北海道農政事務所長が特に認める品種。「そらゆたか」(系統名:空育181号)

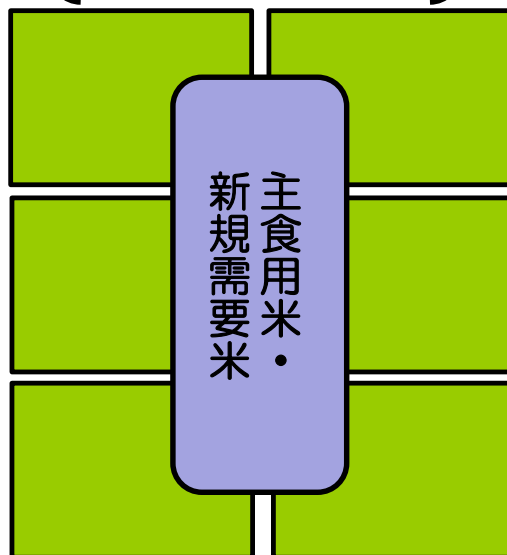
VI - 2 【一括管理方式】

- 区分管理方式による出荷以外は、全て「一括管理方式」による取組となります。



- ◎ 出荷契約数量及び販売契約数量の変更を行おうとする時点における農林水産省統計の作柄表示地帯別の単収に依りて出荷数量を変更することができます。
- ◎ 他に、主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更、自然災害等により減収した場合の変更もできます。

栽培、生産、収穫、乾燥・調製が、**主食用米と一緒に**



一括管理方式による出荷の場合は、当初の契約数量を出来秋の出荷数量とすることを基本としますが、作柄変動等が生じた場合には、**農業者等が「当初の出荷契約数量」を出来秋に変更するかどうかを判断することが可能**であり、その際の変更方法は以下の①～③のとおりです。

① 作柄変動が生じた場合（※1）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} \times \frac{\text{作柄表示地帯の単収}}{\text{作柄表示地帯の平年単収}}$$

（※1）上記の計算式に基づき算出した数量と、当初の出荷契約数量及び販売契約数量との間の任意の数量として調整できる。

② 主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合（※2）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} \times \frac{\text{実単収（＝全収穫量／全作付面積）}}{\text{新規需要米に用いる単収}}$$

（※2）共乾施設を利用しているなど全収穫量を客観的かつ適正に把握できる場合、全収穫量が確認できる書類の提出が必要。

③ 自然災害等により減収した場合（※3）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} - \frac{\text{飼料用米等の作付面積}}{\text{主食用米も含めた水稻の全作付面積}} \times \text{減収量}$$

（※3）農作物共済の損害高等により、客観的に減収量が確認できる場合に限る。

【参 考】

飼料用米及び米粉用米の数量払い交付単価について

「経営所得安定対策等実施要綱 IVの第2の6の(1)から要約」

交付単価(※交付単価における標準単収値は、作柄調整後の標準単収値)

A 10a当たり交付対象数量が(標準単収値 - 150)kg以下の場合、55,000円 / 10a

**I 10a当たり交付対象数量が(標準単収値 - 150)kg～(標準単収値 + 150)kgの場合は、
80,000円 / 10a + 25,000円 / 150kg × (10a当たり交付対象数量 - 標準単収値)
で算定された単価**

ウ 10a当たり交付対象数量が(標準単収値 + 150)kg以上の場合、105,000円 / 10a

注1 10a当たり交付対象数量は、農産物検査において、飼料用米にあつては飼料用米もみ又は飼料用玄米の合格以上、米粉用米にあつては水稻うるち玄米又は水稻もち玄米の3等以上の品位のもの。

また、もみで検査を受けた場合は、品位が確認された数量に0.8を乗じた数量(小数点以下切り捨て)を用いて10a当たり交付対象数量を算定します。

注2 交付単価の算定に用いる標準単収値は、地域の合理的な単収等に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10アール当たり収量をその年平均収量で除した値を乗じた値(小数点以下切り上げ)とします。

注3 交付単価に交付対象面積(1アール未満切り捨て)を乗じた金額が交付対象となり、交付金額は1円未満を切り捨てとします。

【飼料用米等の数量払いにおける標準単収値の作柄調整について】

各地域における標準単収値を当年秋の作柄により調整し、交付単価を決定する仕組みです。
調整は、農林水産統計における当年産の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10アール当たり収量を、作柄表示地帯別ふるい目1.70mm以上の10アール当たり年平均収量で除した数値を用います。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\left(\begin{array}{l} \text{当初の} \\ \text{標準} \\ \text{単収値} \end{array} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10アール当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10アール当たり年平均収量}} \right)$$

(小数点以下切り上げ)

「当初の標準単収値530kg」「農業者の飼料用米等実単収545kg」の場合の交付単価算出例

例1：当年産の10アール当たり収量：550kg、10アール当たり年平均収量：525kgの場合

【標準単収値の調整】

【交付単価(10a当たり)】

$$\left(\begin{array}{l} \text{当初の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right) 530\text{kg} \times \frac{550\text{kg}}{525\text{kg}} = \left(\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right) 556\text{kg}$$

$$80,000\text{円} + 25,000\text{円} \div 150\text{kg} \times \left(\begin{array}{l} \text{農業者の} \\ \text{実単収} \end{array} \right) 545\text{kg} - \left(\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right) 556\text{kg} = \text{約}78,166\text{円} \text{ (10a当たり)}$$

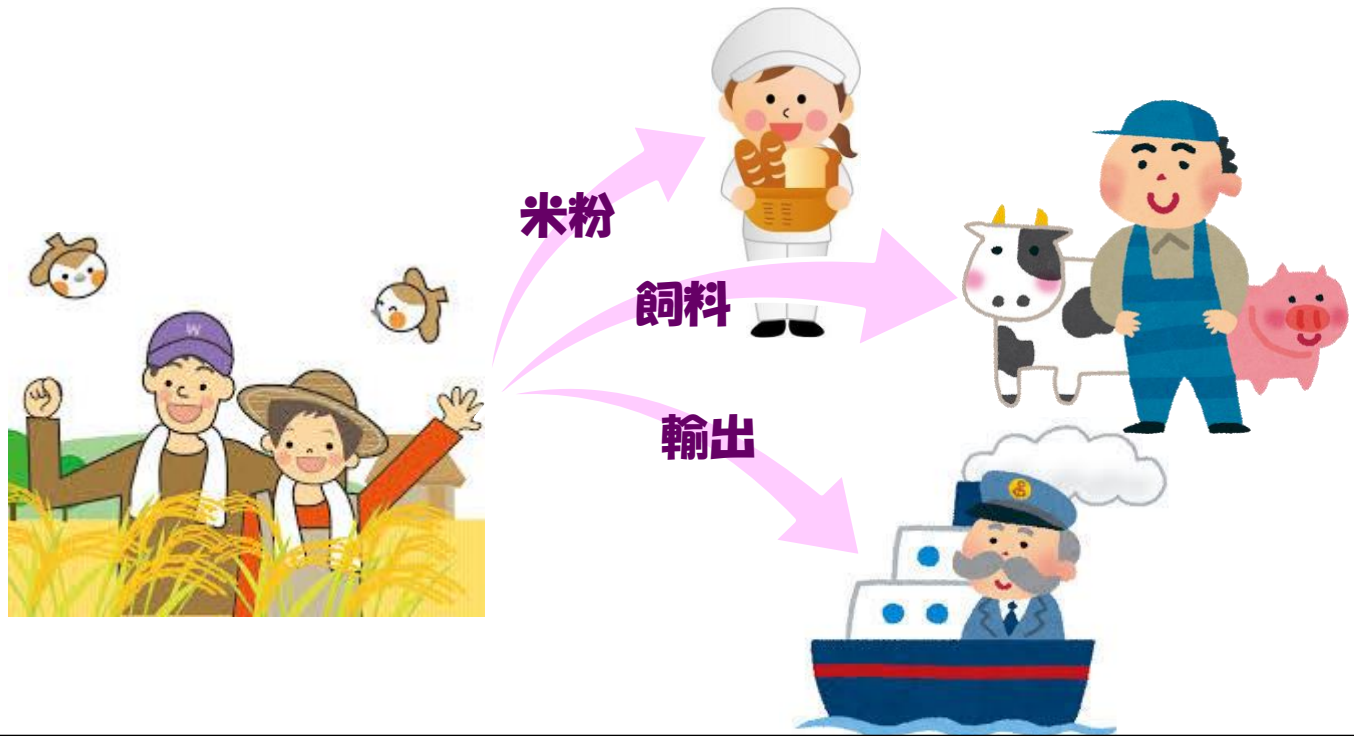
例2：当年産の10アール当たり収量：500kg、10アール当たり年平均収量：525kgの場合

【標準単収値の調整】

【交付単価(10a当たり)】

$$\left(\begin{array}{l} \text{当初の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right) 530\text{kg} \times \frac{500\text{kg}}{525\text{kg}} = \left(\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right) 505\text{kg}$$

$$80,000\text{円} + 25,000\text{円} \div 150\text{kg} \times \left(\begin{array}{l} \text{農業者の} \\ \text{実単収} \end{array} \right) 545\text{kg} - \left(\begin{array}{l} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right) 505\text{kg} = \text{約}86,666\text{円} \text{ (10a当たり)}$$



新規需要米（飼料用米、米粉用米等）に関する
問い合わせは、北海道農政事務所まで。

地域拠点等	所在地	電話番号 (直通)
北海道農政事務所 生産支援課 水田農業グループ (石狩、後志、南空知、胆振、日高)	札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条 第2ビル (北海道農政事務所 4階)	011-330-8807
函館地域拠点 地方参事官室 (渡島、檜山)	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-38-9007
旭川地域拠点 地方参事官室 (北空知、上川、留萌、宗谷)	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎	0166-30-9303
釧路地域拠点 地方参事官室 (釧路、根室)	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-99-9047
帯広地域拠点 地方参事官室 (十勝)	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	0155-24-2402
北見地域拠点 地方参事官室 (オホーツク)	北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎	0157-23-4172